

NCSレーティング規程

1. NCSレーティングの目的

- (1) NCSレーティング（以下 Rating）は、国内で行われたラピッド、スタンダードの NCS 公式戦において、NCS 会員の成績を適切に数値化し、実力向上の指標とする。
- (2) NCS 公式戦において、スタート順位や選手選考を適切に行うために用いる。

2. 大会結果報告

- (1) NCS 公認大会（集会）報告は、次の a, b, c を備え、大会（集会）ごとに報告すること。
 - a) 実施大会（集会）名称、日時、場所、責任者名
 - b) 参加者表（NCS_ID, ローマ字氏名）
 - c) 試合結果（白番ローマ字氏名、結果、黒番ローマ字氏名）
 - ・大会での入賞者、最終順位については、できる限り報告すること。ただし、地区選手権の場合は、最終順位と全国シード権者の報告を義務づける
 - ・報告にはできる限り報告用テンプレートを使用する。報告用テンプレートは NCS 公式ホームページからダウンロードして使用すること。（手書き郵送による報告も認める）
 - ・氏名はすべて姓, 名の順であることに注意し、ID のあるものは ID を記載すること
 - ・大会終了後 7 日以内に、registration@japanchess.org まで報告をメール（郵送）すること
- (2) 公認大会（集会）は、NCS あるいは公認の団体が主催したものであり、**責任者およびアービターは必ず NCS 会員であるものとする。**
- (3) 報告者は Rating 更新料を報告から 1 週間以内に NCS に支払う。更新料は、期間内（先月 21 日～当月 20 日）であれば何局でも 1 名当たり 200 円とする。これは FIDE 更新料もかねる。
- (4) 上記(1), (2), (3)の要件を欠く場合、報告の受理を取り消す場合がある。
- (5) 報告がない、あるいは受理していない報告は Rating に算入せず無効とする。
- (6) なお、Swiss-manager で行った大会（集会）は、掲載された chess-results.com の URL をメールすることで報告としてもよい。その際、参加者の NCS_ID を入力しておくこと。

3. NCSレーティングの原則

- (1) 毎月 20 日までの報告を計算し、翌月 1 日に発表することを原則とする。
- (2) FIDE と同様の計算をするが、Rating の下限は 0（FIDE の下限は 1000）とし、計算が終わった値の少数第 1 位を四捨五入し、整数として発表する。FIDE の計算方法は、**4. 計算方法**に示す。
- (3) NCS Rating のないプレーヤーを UR という。UR が JCA Rating、FIDE Rating をもつ場合、高い方の Rating を引き継ぎ、参加直前に UR から除外する。他国 Rating をもつ場合は本人から申請があった場合のみ考慮する。（JCA Rating は 2020 年 3 月まで有効とする）

- (4) 対戦者が UR の場合、あるいは不戦勝・不戦敗の場合、そのゲームは局数にカウントせず、算入しない。
- (5) UR の初 Rating の算出は、上記(4)でない有効局数が 4 局以上を条件とする。FIDE の Calculator で計算し、算入した有効局数とともに初の Rating を発表する。なお、全勝全敗の場合は、NCS Rating 部で協議して初 Rating を定める。

4. 計算方法

- (1) 計算は 1 局ごとに、 $c = (R - PD) * K$ の値を Rating に加えることで行う。
- (2) R は試合結果であり、勝ちの場合は 1、引き分けの場合は 0.5、負けの場合は 0 として計算する。
- (3) K は変動の最大範囲を決める係数であり、通常 $K=20$ とする。18 局未満と 18 歳未満は $K=40$ 、Rating 2400 以上の者は $K=10$ とする。
- (4) PD は期待できる勝率を表し、互いの Rating 差より下表の H または L から与えられる。400 差以上はすべて 400 差として計算する。
- (5) 上記計算で得られた Rating は最後に小数第 1 位を四捨五入して整数に直して発表する。

D		PD		D		PD		D		PD	
Rtg Dif	H	L	Rtg Dif	H	L	Rtg Dif	H	L	Rtg Dif	H	L
0-3	0.50	0.50	92-98	0.63	0.37	198-206	0.76	0.24	345-357	0.89	0.11
4-10	0.51	0.49	99-106	0.64	0.36	207-215	0.77	0.23	358-374	0.90	0.10
11-17	0.52	0.48	107-113	0.65	0.35	216-225	0.78	0.22	375-391	0.91	0.09
18-25	0.53	0.47	114-121	0.66	0.34	226-235	0.79	0.21	392-411	0.92	0.08
26-32	0.54	0.46	122-129	0.67	0.33	236-245	0.80	0.20	412-432	0.93	0.07
33-39	0.55	0.45	130-137	0.68	0.32	246-256	0.81	0.19	433-456	0.94	0.06
40-46	0.56	0.44	138-145	0.69	0.31	257-267	0.82	0.18	457-484	0.95	0.05
47-53	0.57	0.43	146-153	0.70	0.30	268-278	0.83	0.17	485-517	0.96	0.04
54-61	0.58	0.42	154-162	0.71	0.29	279-290	0.84	0.16	518-559	0.97	0.03
62-68	0.59	0.41	163-170	0.72	0.28	291-302	0.85	0.15	560-619	0.98	0.02
69-76	0.60	0.40	171-179	0.73	0.27	303-315	0.86	0.14	620-735	0.99	0.01
77-83	0.61	0.39	180-188	0.74	0.26	316-328	0.87	0.13	> 735	1	0
84-91	0.62	0.38	189-197	0.75	0.25	329-344	0.88	0.12			

(FIDE rating regulations より)

5. その他

- (1) 18 局未満の Rating は、仮定値であり、記録、あるいは資格認定に使用できない。
- (2) NCS rating 部は、バランス調整など NCS 全体の利益に資する場合に限り、NCS 役員会の承認をもって、半年前に会員に周知したのちに適切な調整を行うことができる。
- (3) この規定にかかれていないことについては、FIDE 規程(rating regulations)と本規定に沿って、NCS Rating 部で協議する。
- (4) 上の作業は、NCS Rating 部が行い、NCS 役員会が管理、指導する。
- (5) NCS Rating 部は、2020 年 1 月までに本規定の見直しを行う。
- (6) 改訂

2019 年 2 月 5 日 JCF レーティング規定発行

2019 年 5 月 11 日 NCS による改訂 (6 月 1 日から施行)

2019 年 8 月 31 日 NCA Rating 部による改訂 (9 月 1 日から施行)